

3. はじめて広告物を掲示する際の手続きのながれ(新設)

新たに、広告物の掲出をするにあたっての、屋外広告物の申請手続きの流れは、下記のようにになります。

※許可を受けた広告物には、許可の際に交付される証票を貼付しなければなりません。ポスター等の広告物は、許可の証印を受けなければなりません。

①【申請者】

「屋外広告物許可申請書」を作成し、2部(正・副)を、坂祝町役場産業建設課に提出してください。



②【坂祝町】

申請書の受付け後、内容を審査し、許可の対象となるものについては、申請手数料の納付書を郵送します。



③【申請者】

「許可手数料納付書」が、お手元に届きましたら、速やかに指定の金融機関で納付してください。



④【坂祝町】

手数料の納付を確認したのち、「屋外広告物許可書」を郵送します。



⑤【申請者】

お手元に、許可書が届いたら、次回の更新まで、大切に保存してください。